

## 「動物の愛護管理のあり方検討会」開催要領

### 1 目的

改正動物愛護管理法（平成12年施行）の施行状況及び同法に係る附帯決議等を踏まえ、動物の愛護管理の現状等の整理及び今後のあり方の検討を行うもの。

### 2 検討事項

次の事項を検討。

- (1) 動物の愛護、動物の適正な飼養及び保管、都道府県等の措置等に関する事項
- (2) その他、検討会の目的を達成する上で必要な事項

### 3 検討会の構成及び座長

- (1) 検討会は、環境省自然環境局長が委嘱した検討委員をもって構成する。また、必要に応じ、検討事項に関係ある者を座長の了解を得た上で、専門委員として出席させることができるものとする。
- (2) 座長は検討委員の互選とし、検討会の議事運営に当たるものとする。

### 4 運営

- (1) 検討会は公開とする。
- (2) 検討会の資料の概要は、会議終了後、環境省ホームページ等により公開する。
- (3) 検討会の議事については、座長の了解を得た上で、議事要旨を環境省ホームページ等により公開する。

### 5 庶務

環境省自然環境局及び当局が指定した機関において実施。